

令和6年度職業訓練指導員試験実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定に基づき、職業訓練指導員試験の実施について公示する。

令和6年5月14日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 試験を実施する免許職種及び試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
建 築 科	1 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ① 建築工学 (構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規) ② 安全衛生 (安全管理、衛生管理) (2) 専攻学科 ① 建築設計 (建築設計、設備設計、建築計画) ② 施工法 (建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算) ③ 材料 (建築用材料)
配 管 科	1 指導方法 (同上) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ① 建築工学 (建築設備、配管設備、建築構造、建築施工) ② 安全衛生 (安全管理、衛生管理) (2) 専攻学科 ① 配管設備 (上下水道設備、ガス設備、冷暖房設備、空気調節設備) ② 配管製図 (読図法、配管図) ③ 施工法 (管工作法、配管施工、試験測定法、配管用材料、仕様及び積算)
上記以外の職種	指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

5 受験資格及び免除の範囲

受験資格(主なもの)		実務 経験 年数	免除の範囲			
			実技	学科		
				系基礎 学 科	専攻 学科	指導 方法
学校 教 育	●大学卒業	1年以上		○	○	
	●短期大学卒業	2 "				
	●高等専門学校卒業	2 "		○	○	
	●職業課程の高等学校卒業	3 "				
	普通課程の高等学校以上の卒業	5 "				
	中学校卒業(実務のみの経験者)	8 "				
職業 訓 練	長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	●応用課程の高度職業訓練修了	—		○	○	
	●専門課程(特別高等訓練課程)の高度職業訓練修了	1 "		○	○	
	●普通課程(高等訓練課程)の普通職業訓練修了	2 "				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3 "				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3 "				
厚生 労働 大臣 が 指 定 す る 学 校	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年以上				
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2 "				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は各種学校(2年)卒業	4 "				
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3 "				
免許職種に関し技能検定1級又は単一等級技能検定合格者 (バルコニー施工、電子回路接続は除く)		—	○	○	○	
免許職種に関し、技能検定2級合格者		—	○			
職業 訓 練 指 導 員 免 許 所 持 者	免許職種と同一系	—		○		○
	上記以外の職種	—				○
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者		—	○			
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者		—		○		
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者		—			○	
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者		—				○

(注) ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

○印は免除される範囲。

【他の法令による受験資格及び免除の範囲】

指導員 免許職種 (主なもの)	受 験 資 格	免除の範囲																															
		実技	学科																														
			系基礎 学科	専攻 学科	指導 方法																												
溶 接 科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○																													
	ボイラー及び圧力容器安全規則による普通ボイラー溶接士免許を有する者																																
	一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接技能者資格のうち、次の①から③までの全ての技能を有することを証明する種類の資格	○																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>溶接方法</th> <th>対象材料</th> <th>継手の種類</th> <th>材料厚さ</th> <th>裏当て金</th> <th>溶接姿勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>手溶接 (被服アーク)</td> <td>炭素鋼</td> <td>板の突合せ</td> <td>9mm以上</td> <td>なし</td> <td>立ち、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>半自動溶接</td> <td>炭素鋼</td> <td>板の突合せ</td> <td>9mm以上</td> <td>なし</td> <td>立ち、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>ティグ溶接</td> <td>炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金</td> <td>板の突合せ</td> <td>3mm以上</td> <td>なし</td> <td>下向き、立ち、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> </tbody> </table>						溶接方法	対象材料	継手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢	①	手溶接 (被服アーク)	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立ち、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか	②	半自動溶接	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立ち、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか	③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金	板の突合せ	3mm以上	なし	下向き、立ち、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか
						溶接方法	対象材料	継手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢																						
	①					手溶接 (被服アーク)	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立ち、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																						
②	半自動溶接	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立ち、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																											
③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金	板の突合せ	3mm以上	なし	下向き、立ち、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																											
一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接作業指導者資格	○																																
労働安全衛生規則によるガス溶接作業主任者免許若しくはガス溶接技能講習の修了証を有する者																																	
建設機械科	建設業法施行令による建設機械施工の1級の技術検定の合格証明書を有する者		○	○																													
建 築 科	建築士法による1級建築士の免許を有する者		○	○																													
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法による第一種冷凍機械責任者の免状を有する者		○	○																													
電 気 科	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○																													
電気工事科	電気工事士法による第一種電気工事士の免状を有する者	※																															
	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○																													
電 子 科	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○																													
	昭和48年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者		○	○																													
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○																													
航空機整備科	航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○																													
測 量 科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○																													

指導員 免許職種 (主なもの)	受験資格	免除の範囲			
		実技	学科		
			系基礎 学科	専攻 学科	指導 方法
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	○			
建築物衛生管理科	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者		○	○	

(注) ○印は免除される範囲。

※印は実技試験のうち、電気工事が免除される。

3 試験日時

令和6年8月24日(土)

- ・指導方法 : 10:30～11:30
- ・系基礎学科及び専攻学科 : 12:30～15:30

4 実施場所

青森県立青森高等技術専門校(青森市大字野尻字今田43-1)

5 受検申請書の提出期限

令和6年6月3日(月)から令和6年6月28日(金)まで

※ただし、郵送による場合は必ず書留郵便とし、令和6年6月28日(金)の消印のあるものまで有効とする。

6 受験手数料

学科試験: 3,100円

※現金による申請は受け付けない。

7 合否判定の基準

学科試験	指導方法	満点の6割以上の得点
	系基礎学科	満点の6割以上の得点、かつ系基礎学科の科目のすべてについて、満点の5割以上の得点
	専攻学科	満点の6割以上の得点、かつ専攻学科の科目のすべてについて、満点の5割以上の得点

8 合格発表の方法

職業訓練指導員試験に合格した受検者及び一部に合格した受検者の受験番号を青森県庁ホームページに掲載するとともに、受検者に文書にて合否を直接通知する。

- ・合格者受験番号掲載ページ URL

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/innovation/sidouinsiken_sikakusiken.html)

9 その他試験に関し必要な事項

(1) 受検申請書の用紙及び受験案内は、青森県経済産業部産業イノベーション推進課及び青森県立職業能力開発校にて配布する。

(2) 受検申請書の提出及び詳細についてのお問い合わせ先

○青森県経済産業部産業イノベーション推進課 職業能力開発グループ

住所：青森市長島1丁目1-1

電話：017-734-9415